

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 1 8 号

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年川崎市条例第７０号）の一部を次のように改正する。

第３０条第５項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。